

南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局より No.14 2007年2月28日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム裁判”次回（第10回期日）は

4月4日（水）10：30～ 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟

利水についての再反論

4月26日（木）13：10～ 対県知事・3ダム訴訟

南摩ダムの治水の問題。南摩ダムの利水のうち、水収支の部分の口頭陳述。

南摩ダムは水の貯まらないダムであることを、原告の広田さんがパワーポイントを使って陳述します。

「ムダなダムをストップさせる栃木の会」総会

4月26日（木）の裁判終了後の説明会の後、弁護士会館において総会が開かれる予定です。

①

南摩で“ヤマナシ”的お花見会

自然観察会の後、満開のヤマナシの木の下で「昔ばなし」を聞きましょう

日 時：4月29日（祝）9時～14時ころ

集 合：鹿沼市上南摩・室瀬

（リーバス龍神前停留所・ダム反対の看板がある）

持ち物：あれば双眼鏡、虫取り網など適宜、飲み物、弁当、長靴

参加費：500円

申込み：ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局

主 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会・日本野鳥の会栃木県支部

協 力：水環境条例制定ネットワーク

②

湯西川ダム建設で水没する國穴の

（稀少な植物が生息）

見学会を計画しています

5月13日（日）予定

詳細は後日改めてお知らせする予定。興味ある方は事務局まで

骨子となる主張を出し切り、 4名の証人尋問を申請

2月7日（水）湯西川ダム訴訟・第10回の状況

前回、原告からは湯西川ダムの環境問題について準備書面を出し口頭陳述を行い、原告側からはこれで骨子となる主張を大体出し切った。

これに対して被告からは準備書面（5）で反論を出してきた。その内容は、「本件についての論点は宇都宮市長及び宇都宮市上下水道事業管理者が支出した負担金が財務会計法規に違反しているか否かということに尽きる」「原告側の主張はダム建設事業の是非に関する議論であり、地方公共団体における財務会計行為の違法の是正を目的とする住民訴訟における請求原因と何ら関連性がない」と従来の主張の繰り返しがあった。

今回、原告からは準備書面8を提出し、補充書面として再反論をおこなった。原告の準備書面8では、「財務会計行為権者は先行行為の適法性・合理性を常時検討する義務を有すること」「宇都宮市は湯西川ダム建設負担金、水特法事業負担金、ダム基金事業負担金をいずれも資産として管理している実態があり、水道事業管理者の行為についてみても、財産管理行為そのものである」「利水事業からの撤退は、財産管理行為として制度化されており、ダム使用権設定申請をした事業者がそれを取り下げる自体、何らの制限も加えられていない。このことは、需要の見込めない利水ダム建設事業から撤退することは地方自治体の損害を最小限度にとどめる財産管理方法として公認されたことを意味する。従って、このような資産管理を怠ることが、地方財政法8条に抵触することは明らかである」と主張した。

さらに原告からは証拠申出書を出し、4名の証人尋問を申請したところ、宇都宮市上下水道事業管理者・今井利男氏（水道局長）、宇都宮市水道水源開発等施設整備事業の再評価委員・長谷部正彦氏（宇大教授）、水問題研究者・嶋津暉之氏の3名について採用された。しかし元野鳥の会栃木県支部長・高松健比古氏については証人ではなく、意見書提出という形になった。

証拠調べは次回から2期日にわたっておこなわれることになった。

貯水量5%以下が19年間で4年3ヶ月も 大谷川からの取水停止で南摩ダムの水收支は破綻

2月8日（木）南摩・八ッ場・湯西川ダム訴訟第10回の状況

原告から準備書面11（思川開発事業の利水関係）を提出。原告の広田義一さんがパワーポイントを使って陳述する予定であったが、準備の都合上、次回に繰り延べられた。

証拠説明書と書証の甲C1号証から甲C47-3号証まで提出。原告の今後の弁論予定としては、ダムが八ッ場ダム、南摩ダム、湯西川ダムと3つあり、それぞれ治水、利水、環境問題があるので、準備のできたものから出していくことになり、南摩ダム関係の利水の主張は今回で終わった。次回期日は4月26日（木）の13時10分から。次回には本日予定されていた口頭陳述もおこなうことになった。

弁護士会館での説明会（大木弁護士の他原告など11名が参加）

大木弁護士：本日は南摩ダムの水收支について準備書面11を出した。嶋津さんの手を借りて南摩ダムに水が貯まらない点を主張した。思川開発事業は大谷川から

導水することで成り立つ事業という特殊なもの。大谷川からの取水が無くなつた時点で破綻していた。ダムが頻繁に空になることは国交省自身の運用計算で明らかであり、最近19年間について原告側で計算したが、貯水量が5%未満の日数は述べ4年3ヶ月にも及んでおり、思川開発の利水計画は実際には成立し得ないものであると主張した。今日は広田さんの口頭陳述を予定していたが、パワーポイントの準備の都合で次回になった。広田さんには、地元に住む者としての意見を述べてもらえばよい。

広田：パワーポイントの原稿を見ながら、時間内に陳述できるよう次回までに準備したい。

大木弁護士：今日提出した書証は、前回期日に陳述した各市町の水需要量に関するもので、Cという枝番のついたものは南摩ダム関係。Bは八ッ場ダム関係。Dは湯西川ダム関係。

大木弁護士：昨日の宇都宮の裁判について少し触れたい。4名の証人申請を出したが、内3名について採用された。宇都宮市の今井水道局長と再評価委員の長谷部教授（宇大）、それに嶋津さん。2期目にわたるので、1回目に今井局長と長谷部教授、2回目に嶋津さんにお願いしたい。高松さんは証人には採用されなかつたが、意見書という形で出せることになった。

大木弁護士：湯西川ダム予定地の環境調査の情報を取り寄せたが、それによると猛禽類やコウモリ等貴重な生物が数多く記載されている。中でも風穴付近には貴重な植物があるらしい。植物の専門家に話しを聞いたら、意見書なら書けると言つてくれた人もいた。現地観察会を催せば来てくれるのではないか。観察会がこの地域の環境を広く知らせていくきっかけになればよい。18年度の環境調査結果も情報公開請求したい。

嶋津：2月14日（水）に国会シンポジウムと国交省要請をおこなうので、是非参加をおねがいしたい。主催は公共事業チェック議員の会と水源開発問題全国連絡会。国交省要請は11時から、シンポジウムは13時から。「八ッ場あしたの会」という会が新しく発足した。2月22日（木）に国交省の利根川水系河川整備計画に係る公聴会が開かれる。これも是非参加をよろしく。

利根川水系河川整備計画に関する公聴会

国交省関東地方整備局が利根川の河川整備計画を策定するに際し、有識者会議を設けましたが、住民を会議に参加させない方針に対し批判が沸き起こりました。住民からの意見は公聴会、はがき、ネットで募るということで、この1月に募集が行われ、それに引き続いだ公聴会が各地で開かれています。太字の会場ではムダなダムをストップさせる栃木の会員も公述します。（日程上、すでに終了しているものもあります）

利根川水系全体に関する公聴会

日時：2007年2月22日（木）14：30～18：00

場所：浦和ロイヤルパインズホテル 4F（さいたま市浦和区仲町2-5-1）

ブロック別公聴会

①利根川・江戸川ブロック（渡良瀬遊水池、南摩ダムはこのブロックに入ります）

3月8日（木）栃木県野木町文化会館 野木エニスホール 14：00～

他、県外9カ所で開催

②渡良瀬川ブロック

3月8日（水）群馬県館林市文化会館（小ホール） 17：30～

他、栃木県足利市1カ所で開催

③鬼怒川・小貝川ブロック（湯西川ダムはこのブロックに入ります）

2月26日（月）栃木県教育会館小ホール 13:30~

他に茨城県内2カ所で開催

④霞ヶ浦ブロック

茨城県内2カ所で開催

⑤中川・綾瀬川ブロック

埼玉県、東京都内2カ所で開催

有識者会議といつても地域住民
は置き去り。公聴会で意見を聞く
というのは、アリバイづくり
にすぎないので？
えーっ町長も公募の公述人？

住民置き去りの“儀式”＝公聴会

「利根川水系全体の公聴会」に参加して

葛谷 理子（会員）

2月22日の公聴会で10名の公述人の1人として、裁判が進む中で明らかになってきた湯西川ダムのいくつかの問題点を指摘し、治水上も利水上も必要がなく、自然環境に甚大な影響を与える湯西川ダムは中止すべき、と主張した。

他の公述人は、★利根川の洪水時に印旛沼を経由して東京湾に流す治水対策は実現性が乏しく問題点が多い、と主張した佐倉市の入江さん ★国交省の姿勢は改正河川法の精神に照らすと非民主的であり、公聴会のあり方も「意見は聞き置く」に留まり、主権者として強い危機感を覚える、と述べた取手市の神原さん ★利根川流域住民を洪水氾濫の危険性から守るために、予算の枠内で最大限の効果のある、真に有効かつ合理的な治水計画の策定を求める、と三郷市の嶋津さん ★八ッ場ダムは利水・治水上の必要性がなく、地滑りを引き起こす危険性も高い。ダムを造るより、河道整備や水田を利用した止水対策の方が現実的である、と主張した小平市の深澤さん ★河川法の改正により治水・利水に加え水質・景観・生態系を含む河川環境の整備と保全が目的に加わった。河川整備計画策定を機会に、常陸川水門、利根川河口堰の運用を改善し、利根川下流域・霞ヶ浦にかつての豊かな汽水環境を取り戻すべきである、と主張した新座市の吉田さん。

10名の公述人のうち以上の6名が利根川流域市民委員会の関係者ということになる。あとの4名は、★農業水利に関わる課題を述べた千葉県土地改良区理事長 ★八ッ場ダムがここまで以上一日も早い事業の完成を望むという吾妻町の町長 ★渡良瀬遊水地を掘削して治水容量の確保をしてほしいという板倉町の町長、それに ★河川敷を占用してラジコンをとばしている東京都の男性、であった。町長や土地改良区の理事長が一般公募の公述人として登場する、というのは解せない。公述人の募集期間が幾度も延長されたことから考えても、これらの人々は、いわゆる「やらせ」ではなかつたか。

「計画策定に責任をもつ立場の誰が公述を聽いているのか」「誰のための公聴会なのか」等々、怒りを込めてわき上がった傍聴席からの声に対し「退場を命じます」が回答とは驚いた。「河川局長はこの場にいるのか、いないのか」という再三の問い合わせに対し、「局長はいませんが組織として聞いています。テープにとっているので、あとでHPで公開します」という調査官の回答には、張りつめていた気が抜けてしまった。

ムダなダムをストップさせる栃木の会
事務局：小山市城東2-10-22
TEL：0285-23-8505
FAX：0285-22-5608
年会費：3,000円
郵便振替口座：00140-1-500609

2007年(平成19年) 2月26日 月曜日

淀川委休止 吉野川、利根川整備でも

「脱ダム」を提言し、河川整備の住民参加型モデルとして注目を集めた淀川水系流域委員会の活動を国土交通省が今月から休止させた。四国の吉野川や関東の利根川でも、同省は「淀川型」の組織の設置を求める市民団体の要望を拒み、住民の声は公聴会で聞き届けられずの姿勢を示す。河川整備に住民の意見を反映させることを盛り込んだ河川法改正から10年。専門家からも、河川行政は「脱住民」へ逆流し始めた、といった批判が出ている。

「議論してこそ合意形成ができるのだ。今のやり方は改正前と変わらない」。吉野川第十堰の撤去、可動堰計画に反対する徳島市の市民団体「吉野川シンボジウム実行委員会」の姫野雅義代表はそう話す。同委員会は、有識者と住民が同席して河川整備計画を議論する流域委の設置を要望。しかし、四国地方整備局が設けたのは環境や流域住民や首長の意見聴取は、整備局が同会議と切り離し、上中下流に分

けて実施。「住民の意見は上、中、下流域で異なる。一つにまとめるより、分けた聴く方がくみ取りやすい」と整備局は説明する。さらに整備計画案は堰の扱いに触れておらず、賛成の趣旨に反する」と指摘され、公聴会に時間をかけ、住民の声を反映させることにしたが、「住民を加えてはいけない」とは考へていないとする。河川整備を審議する委員会は国営理の109水系のうち54水系にあるが、委員の多くは国が選んだ有識者で、住民が公募で参加しているのは淀川委のみ。事務局を第三者機関に置くのも近畿の5委員会だけだ。

淀川委は2001年に発足し、ダムを「原則、建設しない」と提言するなどし

改正10年 河川法の趣旨と逆行

委員会「締め出し」

住民の声 反映困難

委員会「締め出し」

と公聴会を分離。有識委員65人の中には住民代表と呼べるメンバーはない。

「多くの市民団体から特定の人を選ぶのは無理」と整備局。昨年末の同会議初会合で、委員からも「住民代表を加えないのは河川法の趣旨に反する」と指摘さ

れた後、十分間の持ち時間で意見を述べた。日光市の鬼怒川支流に建設予定の湯西川ダムについて、宇都宮市の女性

の今本博健・京都大名誉教授は「鬼怒川と小貝川の現状と課題について説明した後、十分間の持ち時間で意見を述べた。日光市の鬼怒川支流に建設予定の湯西川ダムについて、宇都宮市の女性

の大熊孝・新潟大教授（河川工学）の話「住民の声を反映させる目的の法改正だったが、今は意見を『聞きにくく形に変化しつつある』

たが、近畿地方整備局が昨年の遅れなどを理由に今月以降の休止を決めた。委員長は「このままでは」と話す。

湯西川ダム中止求めらる

国交省が宇都宮で公聴会

利根川水系の河川整備計画策定に向けた国土交通省関東地方整備局主催の「第一回鬼怒川小貝川河川整備計画公聴会」が二十六日、宇都宮市の県教育会館で開かれた。公述人は四人。国交省は「鬼怒川上流にはダムが相次ぎだ。公述人は三つあり、屋上側が鬼怒川と小貝川の現状と課題について説明した後、十分間の持ち時間で意見を述べた。日光市の鬼怒川支流に建設予定の湯西川ダムについて、宇都宮市の女性

の問題から判断して必要性は薄い。新整備計画でも継承すべきではない」と要求。また、新整備計画について「一般の声が反映されず、公聴会やパブリックコメントだけで済まそうとしている」など批判した。

国交省は三月上旬まで公聴会を五アロットで開催予定だが、公述人不在のため、三会場（群馬県太田市・桐生市・埼玉県本庄市）で中止になっている。公聴会後、公述人の一人は「公述の時間が十分では短すぎる。これで意見を聞いたことにして計画を進めるのは、改正河川法の趣旨にそぐわないのではないか」と話した。

→
2月27日
下野新聞

→
2月27日
下野新聞